

第 27 回青森県環境審議会

日時：平成 29 年 2 月 8 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 4 時

場所：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

ただ今より「第 27 回青森県環境審議会」を開催いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

（鈴木部長）

皆さん、こんにちは。

青森県環境生活部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は御多用中にも係わらず環境審議会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、常日頃から環境行政をはじめ、県政各般にわたり格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本日の環境審議会は、次第に記載しておりますとおり、諮問案件として水質の測定に関する計画案 2 件のほか、前回の審議会において御報告いたしました「赤石溪流暗門の滝県立自然公園の区域及び公園計画の変更」について御審議いただくとともに、鳥獣の保護管理に関する計画案といたしまして、第 1 次鳥獣保護管理事業計画（案）及び第 2 次第二種特定鳥獣管理計画（案）の計 5 件について御審議いただくこととしております。

また、諮問案件について御審議いただきました後に青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策につきまして御報告させていただきます。

本日は案件が多い審議会となりましたが、委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立について報告いたします。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により委員の半数以上の出席が必要となっております。

本日は青山委員、佐藤久美子委員、進藤委員、杉澤委員、對馬委員、沼田委員、長谷河委員、蛭田委員につきまして、御都合により欠席されておりますが、全委員 32 名中 24 名に御出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことを報告申し上げます。

なお、委員の皆様には、大変申し訳ございませんが、部長の鈴木は公務で急用のためここで退席させていただきます。

(司会)

それでは、議事に入ります。

審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、熊谷会長にお願いしたいと思います。

熊谷会長、どうぞよろしくお願いたします。

(熊谷会長)

それでは、次第に従いまして会議を進めたいと思います。

はじめに議事録の署名者を指名させていただきます。

今回の署名者は岡委員と貝森委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

本日の諮問案件ですが、お手元に写しが配付されておりますので御覧いただきたいと思います。

早速、諮問案件①に入りたいと思います。

平成29年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境保全課の石坂でございます。よろしくお願いたします。

座って説明をさせていただきます。

当課からの諮問案件であります、来年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画は、毎年度、この時期の環境審議会にお諮りしているものでございますが、今回は委員改選後の初めての諮問となりますので、案件の説明に入る前に法的な枠組みなどについて簡単に御説明をさせていただきます。

お手元の資料の水質用語解説という資料がございます。こちらの2ページから3ページを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

環境分野では、環境保全の基本理念や基本的な施策の総合的な枠組みを定める「環境基本法」という法律がございます。この環境基本法で環境基準というものを定めることが規定されております。

この環境基準とは、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされております。

このため十分に安全性を見込んだ水準で定められており、この基準を超えたことをもって直ちに人の健康に悪影響を与えるものではありませんし、罰則の適用もございません。

一方、環境基準とは別に水質に関しましては、水質汚濁対策の基本となります「水質汚濁防止法」で排水基準というものが定められております。

これは、公共用水域や地下水の水質汚濁を防止し、地域の環境基準を達成するために設けられている基準です。一定の汚水や排水を排出する施設を設置する工場や事業所に対して適用されており、この排水基準に適合しない排水を出した者に対しては罰則の適用がございます。

この水質汚濁防止法では、都道府県知事は公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならないとされており、また都道府県知事は毎年公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする規定されております。

このような法的な枠組みを踏まえまして、県では毎年度、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成しており、国土交通省、県、中核市である青森市及び八戸市の各機関がこの計画に基づいて水質の測定を実施し、県内の水質の状況を常時監視しているところでございます。

それでは、諮問案件の1番目、平成29年度公共用水域の水質の測定に関する計画案について御説明させていただきます。

本日、諮問いたしますのは、お手元の資料1-1の計画(案)でございます。先ほど、差替をお配りしてございますので、差替後の資料になります。

また、資料1-2につきましても、2ページ目が差し替えとなっておりますので、差替後のものでご対応をお願いいたします。

それでは、まず最初に資料1-2によりまして、これまでの測定結果の概要について御説明をさせていただきます。

資料1-2の1ページ目をお開きください。

1の県内の公共用水域の概況ですが、平成27年度の結果は、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に2の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況ですが、46河川、5湖沼、3海域で延べ1,809項目の測定を行った結果、全ての水域において環境基準を達成しておりました。

次に3の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況ですが、63河川、7湖沼、8海域で延べ7,330項目の測定を行った結果、有機性汚濁の代表的な指標でありますBOD又はCODで見ますと、環境基準の類型指定をしております87水域のうち、82水域で環境基準を達成しており、その達成率は94.2%でございました。

表の1は環境基準の達成状況をお示ししたのですが、一番下の合計欄で比較しますと、平成26年度の92%から2.6ポイント達成率が上昇しております。

2ページ目をお開きください。

次の表2には平成27年度に環境基準を達成できなかった水域を記載しております。河川が1水域、湖沼及び海域がそれぞれ2水域、計5水域で環境基準を達成できませんでした。

次に4の要監視項目の水質測定結果ですが、平成27年度はトランス-1,2-ジクロロエチレン及びトルエンの2項目について19河川で測定を行いました。その結果、全ての地点で不検出でございました。

3ページ目をお開きください。

図1から4に環境基準の達成率の経年変化を折れ線グラフでお示ししております。

図3の湖沼を除き、近年はほぼ横ばいとなっております。

以上が公共用水域の水質の状況の概要でございますが、これらを踏まえまして諮問案件であります資料1-1の平成29年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)を作成いたしました。

この資料1-1について、ポイントとなる箇所を資料1-3に説明資料としてまとめましたので、資料1-3で御説明をさせていただきます。

資料1-3、1ページ目をお開きください。

2の測定計画作成に係る考え方ですが、計画の作成にあたりましては、環境省から示されている処理基準に基づきまして、これまでの水質測定結果や利水状況などを勘案するとともに、国土交通省、青森市及び八戸市から提出された計画案を踏まえまして、県が取りまとめをしております。

次に3の平成29年度計画(案)の概要ですが、表1の一番下、合計欄にお示ししておりますとおり、平成29年度は78水域、195地点で延べ12,801項目の測定を予定しております。

2ページ目をお開きください。

(2)は前年度計画との主な変更点ですが、表2を御覧ください。

延べ測定項目数につきましては、生活環境項目、要監視項目が前年度に比べて増加し、健康項目、特殊項目、その他の項目が減少しております。

主な変更理由を以下の①から⑤に記載しております。

まず①として、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定につきまして、昨年11月の環境審議会にお諮りし、この1月に22水域について類型指定を行いました。

これに伴いまして、新たに類型指定を行った水域の環境基準点、26地点のうち、平成28年度に全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、いわゆるLASの測定を行っていない22地点において、新たにこれら3項目を年1回以上測定することとしたため、生活環境項目が増加しております。

②として、津軽ダムについて、平成28年度は試験湛水期間中であったため、年12回と高頻度で測定を行っていましたが、通常のダム運用状態となったことから、平成29年度は測定回数を年4回としております。

これに伴いまして健康項目及び特殊項目が減少しております。

次に③ですが、健康項目のうち「その他有機塩素化合物」及び「農薬」につきましては、A群とB群に分けて隔年で交互に測定を実施しておりますが、平成29年度はB群を対象といたします。これに伴いまして、健康項目が増加しております。

3ページ目を御覧ください。

④として、県、青森市及び八戸市では、要監視項目から2項目を選定し、ローリングにより測定を実施しておりますが、平成29年度は、p-ジクロロベンゼン及びウランの測定を対象といたします。

最後に⑤ですが、測定項目の整理といたしまして、国土交通省が測定している4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールについて、環境省通知に基づき、平成29年度から、これまでのその他の項目ではなく、要監視項目として取り扱うこととしております。

以上、諮問案件であります資料1-1の平成29年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)の内容について御説明をさせていただきました。

引き続き、事前に各委員の皆様からいただきました御質問に対する回答について、資料1-4により担当のグループマネージャーから説明させます。

(事務局)

環境保全課水・大気環境グループマネージャーの米谷です。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

それでは、事前に委員の皆様方からいただきました御質問についての回答について説明をさせていただきます。

資料1-4を御覧ください。

まず、資料1-1に対する吉尾委員からの御質問でございます。

測定結果について、緊急時の措置、報告、公表については明記されているが、測定結果の評価方法や対策立案方法について書かれた資料が別があれば、参考までに資料名を教えてください。という質問でございます。

これに対する回答といたしまして、

(1) 測定結果の評価方法でございますが、環境省通知の「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に基づいて測定結果が環境基準に適合しているか否かを評価しております。

具体的な評価方法につきましては、表にお示しした評価方法に基づき行っております。

なお、アの人の健康の保護に関する環境基準の達成状況については、測定した地点全てが評価対象となっておりますが、イの生活環境の保全に関する環境基準については、環境基準点のみが評価対象となっているところに御注意願います。

次に(2)の対策立案方法ですが、環境基準達成のための施策については、昭和45年の経済企画庁通知の「水質汚濁に係る環境基準の取扱いについて」に示されている対策を参考とし、非達成となった項目や汚染の程度、原因など、状況に応じて検討することになります。

次のページに移りまして、資料1-2に対する吉尾委員からの御質問でございます。

3、生活環境の保全に関する環境基準の達成状況で未達成となっている水域に対して、達成するための対策を教えてください。という質問でございます。

これに対する回答でございますが、

(1) としまして、山田川、日本海岸地先海域、河口海域(甲)でございますが、山田川はつがる市を縦断しており、十三湖に至る河川でありまして、そのうちの車力橋の地点、そして日本海岸地先海域は十三湖1km沖の地点、河口海域(甲)は八戸市の新井田川河口の鮫・白銀前面の海域の地点でございます。

これらの水域で環境基準を達成できなかった要因は、山田川及び日本海岸地先海域については、生活排水や農地などの面源から流出する汚濁負荷の影響が大きく、そして河口海域(甲)については、生活排水及び水産食料品製造事業所等の事業所排水の影響が大きいと考えられます。

その対策としまして、流域における下水道、集落排水処理施設の整備及び接続率の向上、合併処理浄化槽の整備促進、生活排水対策の普及啓発、事業所への立入検査及び指導等により、汚濁負荷量の低減を図ることが重要であると考えております。

(2)の十和田湖についてですが、十和田湖のCODは、昭和61年度以降、継続的に環境基準を達成しておりません。水質悪化の要因としましては、湖内の生態系の変化や河川から流入する自然的汚濁負荷等が複合的に影響したものと考えられております。

これまでの取組としまして、関係機関が生態系の変化を抑制するためのワカサギの漁獲等による水産資源の管理、下水道未接続者に対する接続指導、発電事業者による逆送水の汚濁管理、住民の水質保全意識の啓発等を実施してきているところでございます。

(3)の小川原湖ですが、小川原湖のCODは、平成18年度以降、継続的に環境基準を達成しておらず、特に近年は悪化の傾向を示しているところでございます。

小川原湖を管理している国土交通省によりますと、水質悪化の要因としては、河川等から流入する汚濁負荷の他、近年、海から湖内へ海水の侵入量が増加し、下層側の塩水層に含まれている高濃度の栄養塩が上層側の淡水層へ供給されやすくなっており、水質悪化の原因となる植物プランクトンが増加したこ

となどが考えられるとのことでした。

その対策としまして、国土交通省では、海水が小川原湖に入り込まないようにする実証試験等の湖内対策をしております、県及び流域市町村においては、生活排水対策等の流域対策に取り組んでいるところでございます。

また、県は今年1月に流域の関係者が小川原湖に流入する汚濁負荷量を低減するために、今後実施していくべき取組の具体的な方向性を「小川原湖水環境改善行動指針」として取りまとめたところであり、今後、この指針に基づき汚濁負荷量低減のための行動を各主体に促していくこととしております。

次のページに移りまして、資料1-3に対する吉尾委員からの質問でございます。

前年度計画との主な変更点について、前年度の測定結果を評価して、計画を見直した点があれば教えてください。という質問でございます。

これに対する回答ですが、平成29年度の測定計画(案)の策定にあたっては、前年度の測定結果を評価して見直した事項はありませんでした。

以上で資料1-4の説明を終わらせていただきます。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から諮問案件の概要と事前質疑に対する回答について説明いただきました。

吉尾委員に感想などいただきたいのですが。

(吉尾委員)

丁寧な回答でありがとうございます。

ちょっとよく分からないのが、2ページ目の今後の対策というか、達成のための対策のところなんです、特に小川原湖は、従来からあまり結果が良くないというか、水質状況が良くないということなんですけども、今までも特に対策をとってなくて、こういう状況になっているのでしょうか。それとも、いろいろやっているけれども、いろんな要素があって駄目だということなんのでしょうか。

(事務局)

よろしいでしょうか。

(熊谷会長)

はい、どうぞお願いします。

(事務局)

小川原湖につきましては、小川原湖自体は国土交通省の管理でございまして、流域の河川については県の管理ということで対策を講じております。

小川原湖自体については、国土交通省さんの方でもいろいろと対策を練っております、実証試験とかやっております、まだその結果がはっきりとは出ていない段階でございます。

それから県の方としましては、流域対策としまして、いろいろと生活排水対策の普及啓発などをやっ

ております。その他、汚水処理、下水道とか浄化槽、合併処理浄化槽の普及とか、そちらの方は市町村の方で頑張っております。

そういう処理施設の整備などで幾らかは流域の方は良くなっているかと思うのですが、小川原湖自体が、なかなか一旦中に汚濁物質が入っていくと外に出ないような構造になっておりまして、そういうのを閉鎖性水域というんですが、そういう閉鎖性のところですので、なかなかすぐにはよくなりませんので、今現在、少しずつ対策の方を練っているところでございます。

(熊谷会長)

ということでございますが、他に何か質問や意見はございますでしょうか。特に、前半で説明された部分は諮問1と2、両方の話をおやりになったので、ちょっと混乱した方もいるかもしれませんが、今は公共水域の話で、地下水はその後ということで。

先ほども課長さんがおっしゃったように毎年やっていることではあるというようなことではあります。初めての方もいらっしゃいますので、こうした質問もきちんと資料として残るといいと思っております。事前質問をいただきありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、他に意見がないようですので、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

諮問案件①につきましては、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認めて答申したいと思っております。

以上をもちまして、諮問案件①の審議を終了いたします。

続きましては、諮問案件②、平成29年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、諮問案件の2つ目、平成29年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について御説明いたします。

本日、諮問いたしますのは、お手元の資料2-1の測定計画(案)でございますが、最初に資料2-2によりまして、これまでの測定結果の概要について御説明をさせていただきます。

資料2-2の1ページ目を御覧ください。

資料2-2の1ページ目、差替のページでございます。

1の地下水の水質監視でございますが、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目につきましては、平成元年度から県内全域の井戸を対象に継続的に監視をしているところでございます。

2の平成28年度までの調査実施状況ですが、表の1にお示ししておりますとおり、県内全市町村を対象に概況調査を行っておりまして、これまでに延べ1,373本の井戸について実施して参りました。過去の概況調査において、環境基準項目が検出された井戸について、汚染井戸周辺地区調査により、汚染範囲を確認した後、定点を設けまして経年変化を把握するために継続監視調査を実施しております。

2ページ目をお開きください。

3の平成28年度の調査結果の速報値でございますが、(1)の概況調査につきましては、5市5町2

村の19本の井戸について調査を実施いたしました。検出状況を表2にお示ししておりますが、砒素が8本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が13本、このうち環境基準値の8割を超過したものが1本ございます。ふっ素が4本、ほう素が5本の井戸からそれぞれ検出されております。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、2市4町1村の11地区、63本の井戸について調査を実施いたしました。その検出状況を表3にお示ししております。

環境基準項目が検出された井戸は、鉛が2本、砒素が22本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が8本ございました。

3ページを御覧ください。

(3)の継続監視調査ですが、9市9町2村の59地区、103本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は92本であり、うち47本で環境基準値を超過しておりました。

このうち、1)の弘前市土手町地区では、テトラクロロエチレンが、2)の八戸市城下地区では、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが、4)の八戸市大久保地区では、四塩化炭素が、平成28年度においても環境基準値を超過しておりました。

なお、3)の八戸市尻内地区、5)の三沢市幸町地区では、平成27年度は環境基準値を超過していた物質が平成28年度は環境基準値を下回っておりました。

次に4ページ、これらの5地区の経年変化をグラフでお示ししております。

以上が地下水の水質の状況の概要でございますが、これらを踏まえまして、諮問案件である資料2-1の平成29年度地下水の水質の測定に関する計画(案)を作成いたしました。

この資料2-1につきまして、ポイントとなる箇所を資料2-3に説明資料としてまとめましたので、資料2-3で御説明をさせていただきます。

資料2-3、1ページ目をお開きください。

2の測定計画作成に係る考え方ですが、計画の作成にあたっては、青森市及び八戸市から提出された計画面案をとりまとめ、環境省から示されている処理基準に基づき作成をしております。

次に3の平成29年度計画(案)の概要についてでございます。

表1に調査地点数をお示ししておりますが、平成29年度は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合計しまして179地点での調査を予定しております。

(1)の概況調査につきましては、全市町村を対象とし、県内を6地域に分け、各地域から地点を選定しております。平成29年度は6市4町2村の19地区、19本の井戸について環境基準項目の全項目を測定することとしております。

次に(2)の汚染井戸周辺地区調査ですが、平成29年度は3市3町の8地区、55本の井戸について調査を行うこととしており、2ページの表3にその概要をお示しております。2ページの表3を御覧ください。

測定項目は過去の概況調査において、各地区で検出されました砒素と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象としております。

調査対象地区は記載のとおりでございます。

また、括弧の数字は平成29年度の調査井戸数をお示ししております。

次に(3)の継続監視調査ですが、9市11町2村の59地区、105本の井戸について調査を行うこととしております。

28年度計画からの主な変更点といたしましては、マルの2つ目、汚染井戸周辺地区調査の結果などに基づき、6地区11地点を新たに継続監視調査の対象にしたこと。

それからマルの3つ目、平成28年度の汚染井戸周辺地区調査では検出されなかったものの、27年度の概況調査でカドミウム等が検出された2地点を新たに継続監視調査の対象にしたこと。

それからマルの4つ目、3年連続で環境基準値の概ね9割を超えないことが確認された9地区、12地点の調査を終了することにしたこと、となっております。

それから一番下、(4)の測定回数につきましては、各調査において年1回といたします。

3ページをお開きください。

表4は、平成29年度の継続監視調査地区とその測定項目の一覧をお示ししております。

以上、諮問案件であります資料2-1の平成29年度地下水の水質測定計画案の内容について御説明をさせていただきました。

引き続き、事前に各委員の皆様からいただきました御質問に対する回答について、資料2-4により担当のグループマネージャーから説明させます。

(事務局)

それでは、資料2-4を御覧ください。

まず、資料2-1に対する吉尾委員からの御質問でございます。

測定結果について、報告と公表については明記されているが、測定結果の評価方法や対策立案方法について書かれた資料が別があれば参考までに資料名を教えてください。という御質問でございます。

これに対する回答といたしまして、

(1)測定結果の評価方法でございますが、先に示しました資料1-4のNo.1と同様の環境省通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」と「地下水質モニタリングの手引き」に基づいて測定結果が環境基準に適合しているか否かを評価しております。

具体的な評価方法につきましては、概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査のいずれも検出及び基準超過状況により評価を行い、継続監視調査については、加えて濃度の推移についても評価を行うこととしております。

次に(2)の対策立案方法でございますが、環境基準値超過が確認された場合は、「地下水質モニタリングの手引き」を参考としまして、必要に応じて関係機関に連絡し、原因調査を行うなどの対策を講じることとなります。

次のページに移りまして、資料2-2に対する御質問が吉尾委員から1点、佐藤巧委員から2点いただいております。

まず、No.1としまして、環境基準値を超えている井戸について、何に利用されていて、また問題はないのか教えてください。という吉尾委員からの御質問でございます。

これに対する回答でございますが、平成28年度の調査において、環境基準値を超過した地点の地下水の利用目的を4ページの表にまとめております。4ページの方を御覧ください。

これらのうち、飲用に供されているものについては、健康への影響が考えられるため、飲用井戸の所有者に対して関係部局を通じて飲用しないよう指導しているところでございます。

次にNo.2としまして、表3、汚染井戸周辺地域調査における検出状況で五戸町扇田で砒素の検出状況が0.001から0.027mg/Lとなっており、高い値を示した井戸では、環境基準の倍以上の量が検出されている。使用目的（飲用・洗浄他）にもよるが、人体への影響はないのか。という佐藤巧委員からの御質問でございます。

これに対する回答でございますが、五戸町扇田地区の汚染井戸周辺地区調査では、環境基準値を超過した井戸は2本ありまして、そのうちの1本が飲用に供されておりました。砒素の環境基準値は一生涯にわたりその地下水を引用しても健康に対する有害な影響がない濃度として設定されております。

今回の測定結果の濃度では、長期間にわたって摂取しない限り、健康に悪い影響が出るというものはありません。なお、当該井戸の所有者に対しては、関係部局を通じて飲用しないよう指導しております。

次にNo.3としまして、五戸町扇田、田舎館村川部、藤崎町榊、青森市三内など火山地帯でない平野部で砒素の検出量が環境基準より多くなっている井戸、全部で8本があるが、砒素の供給源は何が考えられるのか。という佐藤巧委員からの御質問でございます。

これに対する回答でございますが、平成28年度の汚染井戸周辺地区調査の結果、砒素の環境基準値を超過した地点周辺においては、砒素を使用している水質汚濁防止法に基づく特定事業所及びP R T R制度に基づく事業場はありませんでした。

なお、P R T R制度とは、有害性のある化学物質を製造・使用している事業者が、その使用料を毎年県に届け出す制度のことでございます。

それから、火山地帯に限らず、県内の多くの地域においては、地質等の自然由来と思われる砒素が地下水から検出されており、本事例においても自然由来の砒素が原因である可能性が考えられるところでございます。

なお、御質問の4地区においては、平成29年度以降、継続監視調査を行っていくこととしております。

次のページに移りまして、資料2-3に対する吉尾委員からの御質問でございます。

概況調査として3年から5年で一巡するように計画しているとあるが、平成29年度、19本程度で一巡できるのかと思った。（ネット検索では青森の井戸は1,289件とあった）全部の井戸を対象にしているのではないのでしょうか。全部の井戸がローリング調査対象でない場合、選定方法を教えてください。という御質問でございます。

これに対する回答でございますが、概況調査は3年から5年で全市町村を一巡するように計画しておりまして、県内の全ての井戸を対象としているわけではありません。井戸の選定方法としましては、調査対象とした市町村の区域内において、原則として、これまで調査対象としていなかった地区及び標準地域メッシュを選定し、このメッシュの範囲内で代表となる1つの井戸を選定しております。

以上で資料2-4の説明を終わらせていただきます。

（熊谷会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局から諮問案件の概要と皆様からいただいた事前質疑に対する回答などについて説明いただきました。

質問を出していただいた吉尾委員と佐藤委員、どうでしょうか。説明いただいた内容でよろしいでしょうか。お二方からどうぞ。

(佐藤巧委員)

ありがとうございます。

砒素について、砒素といえば火山という頭がありますので、恐山から流れ出る、正津川ですか、あの辺は砒素がよくあるんですね。でも、この平野部であるのは、もしかして、これは農薬を、特別強い農薬を使ったりしているのかなと思って、川部、浪岡のあたりは、ニンニクなんか非常に盛んでございますので、それでこのような質問をいたしました。いろいろありがとうございます。

(熊谷会長)

吉尾委員の方はいかがでしょうか。

(吉尾委員)

先ほどの公共用水域のところでもそうなんですけども、何か測定しました、環境基準を超えているものがありました、で終わっているような気がして、今回も特に飲料に用いている地下水とかに砒素が含まれているとか。確かに、一生涯飲んでも大丈夫と書いてあるんですけども、これまでもそういうふうと言われて、後で蓋を開けてみたら環境問題になっていたりということもなかったわけではないので、全部の井戸を対象に調査しているのではないということですけども、本当に、今のこのやり方で県民が全員安心していいんでしょうか。

(熊谷会長)

はい、どうぞお願いします。

(事務局)

特に地下水の話で申し上げますと、地下水はどこをどう流れているのか。我々は井戸で汲んでいますけども、地下水の状況というのは非常に分かりづらいということになっております。

従いまして、先ほど、地下水のデータ、例えば、継続監視調査で継続的に監視しているところがございますが、その殆どの場所において原因が特定されていないという状況です。原因が特定されていない以上、対策の打ちようがないというのが現状でございます。

従って、人為的な影響なのか自然由来のものなのか、その特定もできていないというのが実情でございますので、できるだけ我々としては、できることはやっております。過去においては、原因者は特定できないけども、土地の所有者に汚染土壌の撤去作業をやっていただいたところもございます。

打てる手は打っては参りますし、これからもそういった形でできることをやっていきますが、いかんせん原因が特定できないというのが地下水の特徴だと思いますので、この辺、なかなか難しい点があるという点は御理解いただければと思います。

(熊谷会長)

今の質問で、このくらいの測定井戸の数でいいのか、安心・安全はいいのかという話も一言、言っていただけると。

(事務局)

先ほど申し上げましたとおり、井戸の選定については、全国的な同じルールでやっております、1キロ四方のメッシュを切って、その中から代表的な井戸を選定するというふうな形で、エリアを、ある程度エリアの中から選定しておりますので、今の状況でモニタリングという意味では、十分安全性は確認できていると思っています。

(熊谷会長)

他に御意見などある方がいればと思いますが。

ちょっと、私も2-2については、4ページを見ていただけますか。

やはり、今回はよく読めば分かりますが、縦軸が全部違っているということで、錯覚して上下しているとか勘違いする方も絶対にはいますので、できるだけ同じ種類のものは同じ縦軸とか、10分の1だったり、10倍だったりするものが上がったり下がったりと。先ほどの答えの自然由来かどうか微妙なところというのは、そのあたり、これが100倍、200倍違っていたら、絶対に何か原因があると分かりますけれども、この程度だというのが、このグラフだと、相当に大きく見えたりする部分がございますので、次回から対応をお願いしたいと思います。

毎回、計画を諮問されているんですけども、こちらの状況の方がいつも話題になりますので、今後とも、よろしくお願ひしたいと思いますし、あとやはり吉尾委員がおっしゃったような質問内容の答えも計画の方は入れられるものは是非入れておいた方が分かりやすいのではないかと思います。多分、私を含め、身内だけで話していると、百も承知だということで書いていない部分もございませうけれども、やはり、今日の事前質問は、計画の部分は的確かなと思いますので、是非、書ける部分は書いて欲しいと思いました。

他に何か御意見などございませうでしょうか。諮問は計画でございませうので、この計画でよろしいかどうかということでございます。

それでは、他に意見等がないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

それでは、諮問案件②につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認めて答申いたします。

以上をもちまして、諮問案件②の審議を終了させていただきます。

それでは、ここで5分ほど休憩とりたいと思います。

再開を14時25分からということをお願いしたいと思います。

しばし休憩をお願いいたします。

(休憩)

(熊谷会長)

それでは、会議を再開したいと思います。

諮問案件③でございます。

赤石溪流暗門の滝県立自然公園の区域及び公園計画の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

自然保護課の佐々木でございます。

本日、こちらを含めまして3件の案件を御審議いただくことになっておりますので、大変件数が多くて申し訳ありませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは座って説明させていただきます。

最初に、赤石溪流暗門の滝県立自然公園の区域及び公園計画の変更について御説明をいたします。

前回の審議会におきまして、変更案の素案について、あらかじめ概要を御報告させていただいておりますので、本日は前回の報告以降の経緯や変更点について簡潔に御説明をさせていただきます。

委員の皆様には、資料3-1から3-5までを事前お送りさせていただきましたが、申し訳ございません、本日、資料3-1と3-2を差し替えということでお手元の方に配付させていただいております。

今日の説明は、この資料3-1の差し替えと3-2の差し替えを使って御説明をさせていただきます。

では、資料3-1の方を御覧ください。

前回の審議会での報告内容につきまして字句を整理した上で、国の関係地方行政機関や関係する市町村、庁内の関係課に意見照会するとともに、パブリックコメントを実施しております。

1番目ですが、自然公園法第79条第1項の規定に基づきまして、国の地方行政機関である5つの機関に対しまして協議という形で意見を伺っております。

こちらの機関には、昨年12月に素案の段階で事前に意見照会をしております。また、随時、担当者レベルで調整を行っていることもございまして、各機関から意見はないということで御回答いただいております。

続きまして、条例の第6条第1項と第9条第1項の規定に基づきまして、関係する市町村である鯉ヶ沢町と西目屋村から御意見を伺いました。こちらも事前に意見照会をしていること、随時担当者レベルで調整を行っていることもありまして、意見はございませんでした。

2ページを御覧ください。

3番、庁内関係課に対する意見照会です。

公園計画等と関連がある県の農林水産部、県土整備部、観光国際戦略局及び教育庁の関係課に対しまして意見照会を行いました。こちらも事前に照会をしていることから意見はありませんでした。

最後に青森県民政策提案実施要綱に基づくパブリックコメントです。

1月の5日から2月4日までの間で実施いたしました。県のホームページや自然保護課、県政情報センター、県の各合同庁舎の地域住民情報コーナーで関係資料を御覧いただけるようにしております。

また、希望者の方には資料を郵送するといった準備をしまして、意見を募集しておりましたが、御意見の提出はありませんでした。

今後、御意見がなかったということを県のホームページ等で公表することとしております。

続いて、資料3-2を御覧ください。

前回の審議会で御報告申し上げました変更案の素案から更に変更した点について御説明をいたします。

素案では、新たにできました津軽白神湖周辺の風景の保護を図るため、主要地方道岩崎西目屋弘前線の付替県道、木戸ヶ沢橋と大川白神橋の間ですが、ここと津軽白神湖の間の区域、この部分を公園区域の普通地域として拡張するという案でございました。

今般、国土交通省津軽ダム工事事務所の御協力を得て、改めて土地所有関係を精査いたしましたところ、下の図の赤で囲んでいる部分ですが、ここは津軽ダムの事業区域に含まれておらず、また、一部に土地所有者の所在を確認できない土地があるということが判明いたしました。

土地所有者の所在が確認できないため、所有者の同意を得ることができないということで、この部分、6ヘクタールにつきましては、公園区域に編入しないことしております。

この結果、公園区域の面積ですが、3番にございますとおり、素案では5,347ヘクタールでしたが、6ヘクタール減りまして、最終的には5,341ヘクタールとなります。

以上が素案からの変更点でございます。

今後のスケジュールですが、本日、委員の皆様にご審議をいただきまして、御答申をいただきました場合は、3月の下旬に県報にて公示したいと考えております。

赤石溪流暗門の滝県立自然公園についての説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく御願いたします。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から関係機関との協議等の結果と前回報告を受けた変更案の素案からの変更点について御説明いただきました。

前回は素案ということではいろんな御意見が出ましたが、今日もまた御意見がありましたらお願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

御意見が盛り込まれているところもあれば、盛り込まれていないところもあるかもしれませんが、このまま答申したいということでよろしいですか。

御意見がないようですので、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、諮問案件③につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認めて答申いたします。

以上をもちまして、諮問案件③の審議を終了いたします。

それでは、諮問案件④の第12次鳥獣保護管理事業計画(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、引き続き私から御説明をさせていただきます。

第12次鳥獣保護管理事業計画(案)についてです。

こちら委員の皆様には事前に資料4-1、第12次鳥獣保護管理事業計画(案)と資料4-2、第1

2次鳥獣保護管理事業計画（案）について、説明資料を送付しておりますが、本日、資料4-2の方は差し替えということで、お手元の方にお配りさせていただいております。

ここからの説明は、資料4-2の第12次鳥獣保護管理事業計画（案）について説明資料の差し替え版を使って御説明をさせていただきます。

まず1ページを御覧ください。

鳥獣保護管理事業計画の法律上の位置付けについて御説明いたします。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条の規定に基づきまして、環境大臣が示した基本指針に即して知事が実施する鳥獣保護管理事業に関する計画として定めるものです。

計画の策定変更にあたりまして、あらかじめ審議会の意見を聴くことと定められておりますので、本日、御審議をお願いしております。

今回お示しいたしました第12次鳥獣保護管理事業計画は、現行の第11次計画の期間が平成29年3月末で終了することから、国の基本指針が平成28年10月に変更されておりますが、こちらの変更された国の基本指針への対応と共に、本県で目撃が増加しておりますニホンジカへの対応など、野生鳥獣を取り巻く環境の変化等を考慮いたしまして、見直しをしたものでございます。

参考といたしまして、国の基本指針の主な変更点をお示ししております。

国の基本指針は、平成26年の鳥獣保護管理法、一般的に鳥獣保護管理法と申し上げておりますが、そちらの法律改正ですとか、社会的状況の変化等を踏まえまして、大きく3つ基本的な考え方を取り入れて変更されております。

1つ目として、①の鳥獣の管理を法改正によりまして強化したことに伴って生じた懸念に対応していくということ。

それから、2つ目として、各取組主体の役割を明確化するということ。

そして、専門的知見を有する人材を活用するということの必要性を感じているということでございます。

それから3つ目として、全国で鳥獣による被害が深刻化している中で、一方では、生物多様性の保全という人類にとって重要な課題に対応していくために人と鳥獣の関係をしっかり考えていくことが必要であり、そのためには、広域的な視点、地域的な視点のほかに鳥獣のもたらす恵みへの感謝と生命の尊厳に対する配慮を含む広い視点が必要ということで、この3つの考え方に基づきまして、国の指針が変更されております。

具体的な変更点につきましては、基本的に県の計画でも取り入れておりますので、後ほど、個別に御説明をさせていただきたいと思っております。

第12次計画の計画期間ですが、平成29年4月からの5年間としております。

資料の方には記載がございませんが、この計画案につきましては、平成28年の12月28日から平成29年1月27日まで、パブリックコメント制度による意見募集を実施いたしました。意見の提出はなかったということをお報告させていただきます。

続いて2ページを御覧ください。

ここから、計画の主な変更内容について御説明をいたします。

まず、1の鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項、(1)鳥獣保護区の指定でございます。こちらの資料の方で括弧してP1、P3といった表示をしている部分につきましては、計画書の1ペー

ジと3ページに変更部分が記載されているという意味ですので、参考にしていただければと思います。

今回、鳥獣保護区につきましては、変更はございませんが、次の休猟区と関連いたしますので御説明させていただきます。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために狩猟を禁止する区域として、20年間指定いたします。現在の指定区域は、県が指定している区域は83か所、約7万ヘクタールということになっております。

このほかに国が指定している鳥獣保護区が5か所ございます。

今回の第12次計画案では、新規の指定や変更は行わないこととしておりますが、今後の状況の変化によって、早急に鳥獣の保護が必要となった場合には、速やかに調査を行い、新たな鳥獣保護区の指定等に努めていくということを明記しております。

次に(2)休猟区の指定です。

休猟区は、狩猟鳥獣の生息数の回復を図るために狩猟を休む区域を3年間指定するものでございます。休猟区では、狩猟ができないために鳥獣が増加しまして、周辺で農業被害が発生したり、また、ニホンジカの生息の温床となっていると推測されていることから、市町村等との調整を行いました結果、第12次計画では第11次計画の54か所、約9万9千ヘクタールから減らしまして、43か所、7万6千ヘクタールの計画としております。

なお、休猟区であっても第二種特定鳥獣管理計画を策定した鳥獣については、捕獲できる地域を指定できる、指定するという特例制度がございます。本県では、この特例制度はまだ活用しておりませんが、今後、ニホンジカの適正な管理に向けて、この制度の活用を検討するというを今回の計画では明記いたしました。

次に2の鳥獣の捕獲等の許可に関する事項でございます。

(1)鳥獣の捕獲等、または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定につきまして、ここには鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域での捕獲許可の項目を新たに追加しました。こちらは、国の基本指針に対応したものでございます。

この地域では、鉛が暴露しない装弾の使用や捕獲個体の搬出を徹底するよう指導していくということとしております。

次に(1)の2、鳥獣の管理を目的とする場合の捕獲許可の基準に総合的かつ効果的な防除方法や個体数管理など、適正な管理方法を検討する鳥獣としまして、これまでのツキノワグマとニホンザルに加えてニホンジカを追加しております。

3ページを御覧ください。

被害防止の目的での捕獲についての許可基準の設定として2点ございます。

まず、有害鳥獣の捕獲の従事者を確保するために、狩猟を行わない有害捕獲の従事者につきましては、狩猟者登録が不要となっておりますので、この部分の記述を整理しております。

また、狩猟免許を持たない農業や林業の従事者が鳥獣による農林業被害の防止を目的として一定の条件の下で小型の箱わな等により、アライグマやハクビシンを捕獲する場合は許可できるということとしております。こちらは国の基本指針に沿った形での変更になっております。

続いて、(2)その他鳥獣の保護・捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可に関する事項として、錯誤捕獲の防止の項目を追加いたしました。

ニホンジカやイノシシを捕獲するわなで誤ってツキノワグマが捕獲されるのを防止するために、ツキ

ノワグマの出没状況を確認しながら、くくりわなの直径が小さいものを使用することなどを指導していくということで記述を追加しております。

次に3、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項でございます。

特定猟具使用禁止区域は、鳥獣の捕獲に伴う危険の防止と指定地域の静穏を保持するために、指定した猟具の使用を禁止する区域で10年間指定いたします。本県では、危険の防止の観点から住宅地について銃の使用禁止区域を指定しております。

現在、64か所、約2万7千ヘクタールを指定しておりますので、このうち、計画期間中に指定期間を満了する30か所は、全て再指定することとしております。

次に4の第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項でございます。

資料の方に第一種特定鳥獣保護計画の記載がございませんが、第一種特定鳥獣保護計画と申しますのは、生息数の著しい減少などによりまして、保護を図る必要がある鳥獣について、必要な場合に知事が作成する保護計画となっております。

青森県での作成はございません。

一方、第二種特定鳥獣管理計画は、生息数の著しい増加や生息地の拡大によりまして被害等が深刻化している鳥獣を適正に管理するために知事が作成する計画です。

本県では、下北半島のニホンザルについて策定済みでございます。

下北半島のニホンザルの第二種特定鳥獣管理計画につきましては、この後、御審議をいただきますが、本県では、このほかに平成29年度中にニホンジカの計画を新たに策定しまして適正な管理に努めていくということを計画の中で明記いたしました。

4ページを御覧ください。

5の鳥獣の生息の状況の調査に関する事項です。

(1)－1、鳥獣生息分布調査を行う対象につきまして、これまで種名を明記しておりませんでしたが、人的被害や農作物被害等が発生しているツキノワグマとニホンザルを明記いたしました。

また、(1)－2、第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣並びに指定管理鳥獣の生息状況調査の対象といたしまして、第二種特定鳥獣管理計画を策定する下北半島のニホンザルとニホンジカについて位置付けをしております。

更に(2)の新たな技術の研究の項目を追加いたしました。ニホンジカと下北半島のニホンザルにつきまして、効果的、効率的な捕獲技術の調査研究を進めていくこととしております。

次に6の鳥獣保護管理事業に係る研修の充実に関する事項です。

鳥獣行政担当職員につきましては、専門知識の向上に加えて、専門的知見を有する人材の活用を明記いたしました。

また、認定鳥獣捕獲等事業者の育成確保の項目を追加いたしました。認定鳥獣捕獲等事業者とは、鳥獣保護管理法の改正によりまして、新たに導入されたものでございます。鳥獣等捕獲等に係る安全管理体制や捕獲従事者の技能及び知識が一定の基準に適合している法人を知事が認定するというものでございます。

地域における鳥獣管理の担い手として期待されておりますことから、講習などの機会を通じて、技能・知識や安全管理の向上を図っていくこととしております。

最後に7、その他でございます。

傷病鳥獣の個体の処置につきましては、生物多様性の保全の観点から放野、要するに野に放つというのですが、放野が可能な個体は治療等を行って放野すること。そして、外来種や放野が不可能、または適当でない個体につきましては、治療、研究、教育のための活用など、適切な処置を行うということを明記いたしました。

以上で変更点についての説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から審議案件の概要について説明いただきました。

事前質疑はございませんでしたけども、御意見等、ございませんでしょうか、皆さんから。

はい、どうぞ。

(関下委員)

野鳥の会の関下です。よろしくお願いします。

このペーパー自体には問題はないと考えておりますけども、例えば、資料4-2の1ページ、国の基本指針の主な変更点の部分の下の部分、ポツがあるところ、農業者自らが行う捕獲に関する規制を緩和とあるんですが、これ自体は問題ないと思うんですけども。実際、青森県で鳥獣の駆除が行われているところの農家の方と立ち話なんかをすると、「いや、足跡はみんなカモシカなんだよね」って、「けども、撃っているのは、実際に駆除対象にしているのはキツネ、タヌキなんだよね」とか。

じゃ、誰が本当に、どの生き物が被害を起こしているかということに関しての見極めが現場でされていないのではないかというのを現場からも聞きます。

それから、最後の部分になりますけども、制度としてきちんと、6番の部分ですか、専門家、人材を育てるということなんですが、例えば、先日もアウトドア系の雑誌ですけども、ハンターの方がコガモを捕まえたって掲げてアップに笑顔で写っている写真が掲示されたものが、今、アウトドア関係では問題になっているんですが、それは捕まえてもいいコガモだったらいいんですけども、捕まえたのが、実はトモエガモのメスだったんですね。捕まえちゃいけない鳥のメス、しかもメスだったということで、ちょっと問題になっているんですが。

実はハンターの方の勉強、それからこういうふうな従事する方たちのいろんな野外での識別に関するレベルアップというのは、かなり頑張らないといけないのかなということを実感として持っておりますので、これ自体には意見はありませんけども、可能な限り、そういうもの、実行する際に現場の方のレベルアップをしていただければなということをお願いしたいと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

項目は盛り込まれているけども、内容という話ですよ。やっぱり是非、市町村とかいろんなところに係わるんだと思いますけども、よろしくお願いします。

はい、どうぞ。

(事務局)

ありがとうございます。

現場の皆さんの有害捕獲、あるいは趣味で狩猟される方につきましても、やはりしっかりレベルを上げていくということは、私共も課題として認識しております。

県の農林水産部、関係部局ともしっかりと連携しながら、レベルアップを図っていきたいと思いますので、是非、御協力をよろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ちょっと、私の方も、字面といたしますか、教えて欲しいところが、この資料4-2の2ページ目の表の下の方に星印で書いてある「第二種特定鳥獣に係わる特例」って、この特例っていうのは、急にというか、1週間くらい経ったらすぐに成立させられるのか。やっぱりこういう審議会みたいところでやって、結局、1年後とかって、ちょっとそのあたり教えていただけますか。

(事務局)

特例制度についてなんですが、これはまず第二種特定鳥獣管理計画を策定していることが、まず1つの条件になります。

今、私共が想定しているのはニホンジカでして、ニホンジカについては、29年度にできるだけ早い時期、多分、秋頃になると思いますけども、管理計画をまず作るというステップになります。

また、その管理計画を作って実際に本格的な捕獲を行うのは、おそらく秋以降、冬になるかと思いますが、その間、現在も行っておりますけども、生息状況調査などをやりながら、現地の状況、生息状況、あるいは土地の所有状況ですとか、そういったことを踏まえまして、条件を確認しつつ、今後、特例制度を活用するかどうかを見極めていく必要があるかと思っております。

仮にこの特例制度を活用するとなった場合は、今度は、この第12次計画、本日御審議いただいているこの計画の中で位置付けなければならず、第12次計画の変更が必要になるというふうに考えております。必要だとなつてから、若干、お時間がかかるものと考えております。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

連動しているんだと思います。

もう1つだけ、用語の話で、3ページ目の特定猟具使用禁止区域というのは、休猟区とは違うんですね、ここは。面積が全然違うような気がしたもので。

(事務局)

休猟区は、いかなる猟法も禁止されている猟を休む場所ですが、特定猟具禁止区域につきましては、本県では銃の使用を禁止する場所ということになっております。

具体的には住宅地ですとか、お墓ですとか、神社とか、そういったところが指定されております。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

どちらかという、この計画は関係する方がきちんとやるということだと思いますけども、ありがとうございます。

何か他に御意見とか、どうぞ。

(鮎川委員)

事前に質問をしておけば良かったんですけども、ちょっと教えて欲しいことがございます。

資料4-1の計画書の方で、9ページの第3というところで、鳥獣の人工増殖でキジを買って590羽、600羽、放鳥しますという計画があるんですけども、その背景としては、どのくらいキジが撃たれて減っているのかという調査がなされているのかということ。

それと、他県でも同様のことをしているのかということ。

それと、生態系とか生物多様性の保全という言葉が幾つか、何回か聞いていますけども、それと反していないのかということについて、事務局の方から教えていただきたいと思うんですが。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

(事務局)

お答えいたします。

まず、キジの狩猟実績についてですが、本日、資料、手持ちはございませんが、狩猟統計の中で把握しておりますので、それは後ほど、先生の方にお知らせさせていただければと思います。

それから、他県の状況についても、手元にはございませんが、確認をいたします。

それから、生物多様性に反していないのかというところでございますが、本県の狩猟者の主な対象としてキジというのが非常に喜ばれるというのがございます。ただ、キジはやはり捕り続けますと少なくなるということですので、どの地域に放すのかということも含めながら、その生物多様性に反しない範囲でこの数を計画しているという状況でございます。

(鮎川委員)

私、八戸の郊外のニュータウンのエリアに住んでいるんですけど、沢山見るんですね。減ってないんじゃないかなという、その数、ちゃんと背景がしっかりしているのか。調査に基づいてきちんとした数を、今回はこれでほぼ決定だと思いますけども、今後もきちんとしたデータに基づいて設定していただきたいと思っております。

(事務局)

ありがとうございます。

実際に放す場所につきましては、現場の意見を聴きながら、今回はここ、来年はここといった場所を変えたりしながらやっている部分もございますので、そこはしっかり見極めをしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。
どうぞ。

(関下委員)

今のキジの件なんですけども、一応、建前上は、以前は生態系の問題もあります、遺伝子の問題がありますので他県から持ち込まないとかということで、建前上はその地元で種を、採取したものを増殖するというふうには伺ってはいるんですが。実は、元々は沢、沢で、山、山で、かなり個体変異があるというのは分かっている種類だったんですが、この放鳥事業によってその多様性が失われてしまう、もう既に失われてしまった種だと言われているんですね、キジに関しては。

今、鮎川先生がおっしゃったような数の問題なんですけども、どうも周りの畑をほじくり回して被害を起こしているのはキジじゃないかなというふうに、私達は思っています。キジが減っているというイメージは全く受けていなくて、逆にキジが暮らせるような環境が増えているのかなというイメージで見えています。

元々は、人里に近いところで暮らしているからこそ、桃太郎に出てくるわけで、そういう生き物ですので、かなり環境の変化に対応できるんですけども、ハンターにとって撃ちたい種類なので放鳥しているというイメージにしか、保護という感じは、我々は受けていません。

ただ、1点、統計で気を付けていただきたいと思うのは、ハンターの人達と立ち話をすると、もう何年も、10年とかという単位でヤマドリを見たことがないんだよと言うんですけども、青森県の出している捕まえたキジとか、それからヤマドリの統計の数字がもうずっと変化していないんですね。ハンターの人達が見たことがないというヤマドリが、未だにずっとキジと同数捕られていることになっているという状況がありまして、それも先ほども言ったとおりなんですけども、もっと運用の面でしっかり頑張っていただければなというふうに感じています。

(熊谷会長)

ありがとうございます。
どうぞ。

(藤委員)

先ほどの鮎川先生の質問を聞いていて思ったのですが、このキジの件は新規で盛り込まれたものなんですか。第11次にも盛り込まれていたものですか。

これに関連して、私は、36ページのガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査が今回、実施されると書いてあるんですが、これも新規なのか、あるいは過去に第11次でも行われていたものなのかというのがまず1つです。

(熊谷会長)

どうぞ、お願いします。

(事務局)

まず、キジの人工増殖計画、それから放鳥計画ですが、それから、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査ですが、いずれも第1次計画以前から盛り込まれております。

(藤委員)

分かりました。ありがとうございます。

(熊谷会長)

他に何かございませんか、いろいろ疑問点とかございましたら。

先ほどからの意見、関下さんがおっしゃっていますけども、計画の運用の仕方について意見が出たということでございますが、他に意見等がないということで質疑を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、諮問案件④につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認め答申いたします。

ただ、議事録をきちんと読んでいただいて運用の部分でできるところは是非盛り込んでいただければ、運用の部分で結構です。

以上をもちまして、諮問案件④の審議を終了いたします。

続きまして、諮問案件⑤の第2次第二種特定鳥獣管理計画下北半島のニホンザル(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、引き続き私から御説明をさせていただきます。

下北半島ニホンザルの第2次第二種特定鳥獣管理計画(案)の概要について御説明をいたします。

委員の皆様には、事前に資料5-1、第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)(案)と、資料5-2、第2次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)(案)について、説明資料を送付しております。

本日は、資料5-2で御説明をいたします。

資料5-2の1ページを御覧ください。

まず、第二種特定鳥獣管理計画の法体系について御説明いたします。

この計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2の規定に基づきまして、生息数が著しく増加し、または生息地の範囲が拡大している鳥獣について、当該鳥獣の生息の状況、その他の事情を勘案して知事が定めることができる管理に関する計画というものでございます。

先ほど、御審議いただきました鳥獣保護管理事業計画に適合していることが要件になっております。計画の策定に当たりまして、あらかじめ審議会の御意見を聴くことと定められておりますので、本日、御審議をお願いしているものでございます。

1 ページの下の方に表といたしまして、現行の第二種特定鳥獣管理計画の実施体制を載せています。これにつきましては、本計画におきましても同様としております。

本日お示しいたしました計画案は、この実施体系の中の上の方に下北半島ニホンザル対策評価科学委員会というものがございますが、こちらが鳥獣関係の専門家等で構成する委員会でございます。

この科学委員会で内容を検討した上で、この表の真ん中にあります下北半島ニホンザル保護管理対策協議会、こちらは地域の関係者で構成する協議会でございますが、この協議会の御意見を伺った上で作成したものでございます。

また、資料の方に記載はございませんが、本計画案につきましては、平成28年12月28日から平成29年1月27日までパブリックコメントを実施いたしました。意見の提出はなかったということをお報告申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。

ここからは、計画の主な内容について御説明を申し上げます。

まず、下北半島のニホンザルの現状です。

下北半島に生息するニホンザルは、昭和45年に下北半島のサル及びサル生息北限地としまして、国の天然記念物に指定されて保護が図られてきました。

しかし、このページの真ん中に生息状況という表がございますが、45年から50年の調査ですと、群れの数が7つ、頭数も187頭でございましたが、数が増加しております。生息数が増加することで、生息地に隣接する農地での農作物被害や人的被害、人家への侵入、器物破損などの生活環境への被害が発生する状況となりました。このために、県では、平成12年に下北半島ニホンザル保護管理基本計画を策定いたしました。

これは、現在の第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に当たるものとお考えいただければ理解していただきやすいかと思えます。

以後、制度の変遷に伴いまして、数度の計画の変更を行いまして、現在は第1次第二種特定鳥獣管理計画を県が策定いたしまして、この管理計画の下で市町村と関係機関と連携しながらサルの保護、そして地域の住民との共存に向けた取組を進めて参りました。

しかし、1のグラフに見られますように個体数及び群れの数が増加しております。それに伴いまして、このページの一番下にあります下北半島の一部地図を並べたものがございますが、分布域が拡大しております。

赤い部分がサルの分布域でございます。一番古いのが大正12年頃というところですが、国の天然記念物に指定された昭和45年というのが、丁度、この10個並んでいる中の上の段の真ん中でございます。こういった地域に分布していたものが、県が最初に計画を策定した平成12年頃には、下の段の左から2番目の方になります。こういった範囲まで分布域が拡大しております。

そして、現在、直近が下の段の右端ということで、12年から比べていただきましても、また広がってきているということが御確認いただけるかと思えます。

続いて3ページを御覧ください。

被害状況です。

(2)の年度別農作物被害金額、こちらはむつ市と大間町、風間浦村、佐井村の4つの市町村の合計の被害額です。被害額は、年度によって大きく変動しておりますが、減少傾向になっておりまして、平成2

7年度は147万4千円となっております。

しかしながら、サルの分布域が先ほども見ていただきましたように拡大しておりますので、人生活圏とサルの生息地域の重複が拡大しております。新たな地域での被害の発生、そして一部地域で被害の増加といったことが報告されております。

このページ、(4)の人的被害及び人家侵入被害です。御覧のとおり、人的被害も平成24年8月にむつ市で、また人家侵入被害もむつ市と風間浦で発生している状況でございます。

次に(5)被害対策です。

これまで農作物の被害対策として、集落をサルの餌場にしないということで、残飯や農作物の残さ処理を行うほか、電気柵や網の設置、そして人やモンキードックによる追い上げ、追い払いといったことを実施して参りました。

また、人家侵入被害の対策といたしまして、侵入した個体を捕獲しているほか、戸締りの徹底などの地域ぐるみの取組を実施しております。

捕獲の実績につきましては、平成24年度から27年度の4年間で541頭を捕獲しております。

4ページを御覧ください。

ここまでの評価をまとめております。

人的被害、人家侵入被害の根絶と農作物被害の軽減を図るために、被害を及ぼす群れの個体数調整を主とした捕獲、そしてモンキードック等による追い上げ、追い払い等の対策をとって参りましたので、農作物の被害金額は、全体としては減少傾向となっております。

しかし、残念ながら計画どおりには捕獲は進んでおりません。個体数、そして群れ数が増加し、生息域が拡大したことで、人の生活圏との重複といったものが拡大しております。

また、新たな地域での農作物の被害が発生しております。人的被害及び生活被害も依然として発生しているという状況を評価しております。

これらの状況から、課題として次の3点を整理いたしました。

1点目として、捕獲を計画どおりに進めるため、より効果的な捕獲手法の検討、そして試行、導入が必要であるということ。

2点目といたしまして、個体数の増加にあいまって、群れの数が増加して生息域が拡大しております。新たな加害群れなどを発生させないために、また人の生活圏との重複を解消するため、群れの除去に取り組む必要があるということを課題の2点目としております。

課題の3点目として、集落内に耕作放棄地など、サルが引き寄せられるような要因がまだございます。また、電気柵は設置されておりますが、管理が徹底されていないという状況も見られます。地域における総合的な被害防除の対策を推進する必要があると。

この3点を課題として設定いたしました。

次に4番、計画策定の考え方です。

これらの課題を踏まえまして、本計画案では、現行計画の基本的な考えを踏襲しつつも、より実効性のある計画とするために、目標の設定や関係機関の役割をより明確にするなどして、計画書の構成を全面的に見直しいたしました。

まず、(1)として、計画策定の目的と方針を明記しました。

計画策定の目的につきましては、下北半島ニホンザルを地域個体群として永続的な保全を目指すこと

もに、人的被害、生活被害の根絶による人との共存、そして農作物被害の軽減を図ることとしております。

計画策定の方針は、現行計画の基本的な考えを踏襲しつつ、これまでの事業の効果、妥当性について検討し、人とニホンザルの軋轢を最小限にしていくために必要な施策を講じていくこととしております。

(2)の計画期間は、先ほど御審議いただきました、第12次鳥獣保護管理事業計画に準じて平成29年4月から34年3月までの5年間としております。

対象区域は、引き続きむつ市及び下北郡の4町村としております。

続いて5ページを御覧ください。

5の管理の目標及び目標を達成するための基本方針です。こちらは、新規の項目になります。

まず、(1)管理の目標としまして、アとして、長期的な目標。それからイとして、計画期間の達成目標というものを整理いたしました。

長期的目標については、現行計画と同様の目標を設定しております。

計画期間の達成目標につきましては、この5年間で達成する目標ということで具体的に書きました。

まず、1つとしては、個体群調整に関する事項といたしまして、新たな加害群れの発生を防ぐとともに平成22年度以降に分布の拡大が確認された群れの捕獲を実施するなど、平成22年度の生息水準をこの計画期間の目標とするということを明記いたしました。

また、被害防除に関する事項としまして、農作物被害の低減を目指しまして、被害額は過去3か年の平均を下回ることを目標といたしました。

次に(2)目標を達成するための基本方針です。

ここも新たに設けた項目でございます。下北半島のニホンザルは、国の天然記念物であり、学術上も貴重な地域個体群です。この貴重な地域個体群の安定的な存続を図るために保護する一方で、人とサルの軋轢を最小限としなければならないということを改めて記述いたしました。

また、平成22年度の生息水準を基準といたしまして、新たな加害群等を生じさせないよう必要な範囲で群れの除去、捕獲に取り組むこと。そして、地域個体群の安定に必要な群れ数につきましては、最新の知見等により引き続き検討すること。総合的な農作物被害防除対策に取り組むことを明記いたしました。

次に6、目標を達成するための施策でございます。ここも新規で整理いたしました。

目標を達成するため、各機関が種々の事業を組み合わせ実施すること。また、群れごとに管理すること。加害レベルに応じて対策を行うことを明記いたしました。

6ページを御覧ください。

(4)各機関の取組内容では、取組機関である県、市町村、地域、それぞれの役割を明確化いたしました。

県は、市町村や関係機関の広域的な連携調整、効果的な被害防除体制の確立、生息状況等の把握のためのモニタリング調査に取り組みます。

また、市町村は、地域に適合した事業実施計画の作成と対策の実施、効果的な対策手法の導入、住民への技術指導に取り組むこととしております。

地域では、サルの人馴れや里への依存が進行しないよう、そういった対策にそれぞれ取り組むこととしております。

次に7、管理事業でございます。

まず、(1) 生息地の保全対策といたしまして、引き続き森林地帯においてサルの餌木となる広葉樹林の保全整備に努め、重要な地域については、鳥獣保護区の指定を検討することとしております。

(2) 被害防除対策としては、土地管理としまして、現行の計画で設定しております、排除、調整、保全の3つの区分の定義と管理方針を継続しております。

7ページを御覧ください。

イ、具体的被害防除対策です。

地域の実情に応じた効果的な対策を講じていくことを明記いたしました。

次に(3)の捕獲です。

これまで同様、加害個体の除去、それから個体数の調整、そして加害群の除去、この3つの目的から被害状況に応じまして選択して、市町村が捕獲を実施することとしております。

また、捕獲方法については、原則として箱わな、大型おり及び銃器を用いると明記いたしました。

次に(4)住民による自衛です。

引き続き市町村や県等の支援を受けながら、地域ぐるみで総合的な被害防除に取り組むこととしております。

8ページを御覧ください。

8、計画の実施及び見直しに必要な事項です。

内容につきましては、現行計画と大きな変更はございませんが、各取組の実施主体を明確にいたしました。

また、これまで同様、必要に応じて計画の見直しを行うこととしております。

最後に9、住民などの普及啓発、合意形成です。

引き続き市町村は、サルの保護管理や被害対策、サルに関する基本的な知識についての住民等への普及啓発に努めながら地域の状況に応じた各種対策について地域の合意形成を図ることとしております。

また、環境教育や観光、学術研究等の場としての活用の推進と、効果的な施策の検討についても記述をいたしました。

以上をもって、計画内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から諮問案件の概要について説明いただきました。

当該諮問案件については、事前質疑はございませんでしたけども、是非、御意見をお願いしたいと思います。

どうぞ。

(鮎川委員)

本当に軽微なことなんですけども、資料5-1の案の一番最後のページにニホンザルの生態というふうを書いてある①のところですね。ニホンザルの学名が書いてある、ローマ字、ラテン語で書いてあると

思うんですけども。これ、フォントが、普通のフォントでよろしくて、イタリックにして、Macaca（マカク）のあとスペースを入れて、種小名が入るといものなので、生物の方からちょっと。

筆記体のフォントである必要はありませんので、そこをきちんとして直してお出しただけだと思います。

（熊谷会長）

車体斜体はいるんですね。

（事務局）

ありがとうございます。確認して修正いたします。

（熊谷会長）

分かりましたでしょうか。

私の方から、意見というか。

やっぱり、今、人材育成に取り組むとか書いてありまして、やはり社会の合意形成とか、補助金とかがふんだんにあるような事業での合意形成というのは、そんな面倒ではないけれども、今、やっているのは、これも多分そうですけど、補助金なんかほとんど人にあげないで合意形成をしなきゃいけないというのは、相当に勉強しないと、中途半端な知識で合意形成は進まない、一般論ですけども、思います。

例えば、人材育成というのは、率先してまず県の方がやらないと、環境省事業はほとんど県の方がメインで頑張れと。あと市町村にいくということなので、やっぱり県のレベルで市町村も決まると、私は思っていますので、是非、なかなか大変でしょうけど、時間がありますので、早いところ立ち上げて研修会とかいろんなもの、まず自分達が更にレベルアップすると。

先ほど、鮎川先生がおっしゃったような、他県の状況とか何かも把握しながら、やっぱりいろんなQ&A、やれるような教育というのをまず自らやらないと、先に市町村にとっても、なかなか難しい分野かなと思っている次第でございます。

計画に反旗を翻しているわけじゃございませんから、運用の部分で、やはりそういうことも大事なかなと思っております。

どうでしょうか、どうぞ。捺印

（事務局）

ありがとうございます。

人材育成に関しましては、地元の関係者の皆様、それから研究者の専門家の皆様たちからも御指摘をいただいております。頑張っってやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

（熊谷会長）

頑張っっていただければと思いますけど、他に御意見、どうぞ。

(長利委員)

北里大学の長利です。

サルの話ではなく、先ほど審議が終わったシカの話で、特定管理計画ということで、今回の説明資料の1ページにあったように、こういう実施体制とかも、シカも今回やられるとなると、こういう体制のもとで、同じような、サルと同じような体制で計画を作るということになるわけですね。

まず、そこを確認したいんですけども。

(熊谷会長)

お願いします。

(事務局)

ニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画につきましては、今まだ検討途中でして、体制等につきましても、まだそこまで検討が至っていないという状況にはなります。

ただ、先行するこちらのニホンザルの計画がありますので、完全に同じ形ということにはならないと思いますが、同じ第12次の事業計画の中につく計画でもありますから、しっかりとした体制はとっていかなければいけないとは考えております。

(長利委員)

こういう体制は、会長もおっしゃっていたように、こういう絵に描いた餅じゃないんですけども、なかなか予算が少ない中で市町村をどう巻き込むか、市町村だけじゃなくて地域住民を巻き込んで、その辺の話をやっておかないと、実際、シカも他県の例を参考にしながら実効性のある体制を早め、早めに作っておかないと、この環境審議会に諮りながら、合意を得ながらとなると、実際、シカがもっと増えてしまった後から、早め、早めに手を、少ないうちに手を打っておいた方がいいのかなとも思います。ですからなるべく、案の段階の方からその辺で専門家の人の意見を聴きながら体制をしっかり作った方が、今から計画、シカについては、他のところが他県でも被害があって、それなりの体制を作って抑え込んでいる県もあるように聞いていますので、その辺を参考にしながら、早めに、折角、指定したんですから、実効性のあるような体制を作っていただけるようお願いをしたいと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

大事なことだと思います。ただ、科学的調査の裏付けがないと明文化できないというものもあるのかなと思ったりしますけど。

はい、どうぞ。

(事務局)

ニホンジカに関しては、実はもう科学委員会が昨年度から立ち上がっておりまして、御意見をいただきながら、実は、現在の事業をやりつつ、計画策定を急ごうというところで進めております。

この対策協議会の形ですとか、その下に構成される団体、どこが入るのかとか、そういったところにつ

いてまでは、まだちょっと検討していないという状況でございましたので、しっかりとした体制を早め、早めにとということです、また審議会にもお諮りしながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

ありがとうございます。
他にどうぞ。

(関下委員)

環境教育の部分で取り組まれるということなんですけども、例えば、地元の教育委員会などと連携をとりまして、小学生のうちに必ず全員がサル、クマの生態、あるいは付き合い方、どうやって、サルと目を合わせちゃいけないよとか。そういうふうな部分の教育をされるように、是非、していただきたいなと思っております。

とにかく知らないことには、合意形成という部分に繋がっていかないとしますので、是非、子どもの段階、できれば、小学校の頃の記憶って、すぐ曖昧になりますので、小学校と中学校の段階で必ず、小学校、中学校では必ずやるというふうな、教育委員会と協力していただければなと思っております。

(熊谷会長)

ありがとうございます。
ただ、それは小学生だけじゃない。我々大人もそうですよね。

(事務局)

ありがとうございます。
しっかりやっていきます。ありがとうございます。

(熊谷会長)

実施体制がこれだけいろんなところをお願いと言ったらおかしいですね。協力をもらわなければいけないというのは、やはり上手く動き出すまでは、今、皆さん質問があったのは、結局、計画は良いと思っておりますけど、運用の仕方、しっかりやってくださいということだと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、他に御意見ございませんか。

それでは、他に御意見等がないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。

それでは、諮問案件⑤につきまして、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

御異議がないようですので、当該諮問案件については、原案が適当であると認め答申いたします。

以上をもちまして諮問案件⑤の審議を終了いたします。

本日の諮問案件5件については、いずれも原案が適当であると認め答申することにいたしました。

なお、答申書の作成、公布につきましては、私に一任いただけるようにしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上をもちまして、諮問案件の審議を終了いたします。

次に報告案件、青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

県境再生対策監の工藤と申します。よろしく申し上げます。

青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復対策について、座って報告させていただきます。

資料6を御覧ください。

1のこれまでの事業実績については、要点のみ申し上げます。

(1)の廃棄物等の撤去についてですが、廃棄物と汚染土壌は、平成25年12月に撤去を完了しました。

(2)の汚染地下水の浄化についてですが、廃棄物等の撤去は完了しましたが、現場の地下水に汚れが残っていますので、浄化を促進するための揚水井戸を平成27年8月までに整備しました。

(3)の不法投棄現場跡地の自然再生についてですが、平成27年度までに約3万本の苗木を現場の方に植樹しました。

次に2の平成28年度の原状回復対策事業

(1)の1,4-ジオキサン浄化効果の中間評価の実施についてです。

全ての揚水井戸が稼働を開始した平成27年9月から平成28年8月までの1年間における井戸ごとの地下水質データに基づき、水環境の専門家の意見を聴きながら1,4-ジオキサンの浄化効果の中間評価を実施しました。

資料の2枚目の別紙1を広げていただきまして、右側の現場の地図と併せて御覧いただければと思います。なお、この別紙1の左側の上の方には、井戸などの凡例、その下には設備の概要などを示しております。

1ページに戻りまして、アの評価の概要といたしまして、浅い方の第一帯水層及び深い方の第二帯水層ともに地下水の上流部となる現場の北部、地図でいうと上の方になりますけども、そちらの方から浄化が進んでいる状況でしたが、別紙1の図に黄色で色づけしている部分となりますけども、第一帯水層では現場の北東部に、第二帯水層は現場の西部に高濃度エリアがあるほか、第二帯水層は揚水量が計画の半量未満となっておりますので、浄化の進み方が遅い状況との評価となりました。

このため、浄化目標である平成33年8月までの環境基準達成に向けて、追加対策を講ずる必要が生じました。

イの追加対策工事の内容として、高濃度エリアの浄化を促進するため、別紙1の図で白抜きの赤マルから5、6本の赤線が広がるように示している集水井戸、これを3基。塗りつぶしの赤マルで示している注水井戸10基の新設。それから、浸透枘1か所の増設を行います。

この追加対策工事は年度内に着工する予定としております。

次に(2)環境モニタリング調査、これは平成28年の結果となります。

アの水質モニタリングについてです。

調査地点図は別紙2、資料の一番後ろとなりますけども、調査地点は別紙2のとおりとなります。

内容ですけれども、周辺環境からは環境基準を超える値は検出されませんでした。現場内の一部の地点において、砒素、1,4-ジオキサン、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素が環境基準を超える値で検出されました。

2 ページ目を御覧ください。

この表は、環境基準を超過した地点名と測定値の濃度の範囲を示したものとなります。

次にイの浸出水処理水モニタリングについてです。

現場内の汚染地下水は、浸出水処理施設において浄化した上で放流しており、放流水の水質はいずれの項目についても計画処理水質を下回っております。

(3) の不法投棄現場跡地の自然再生については、下草刈りなどにより植栽地の管理を行っているほか、現場の再生状況を公開するために昨年6月、地元田子町に協力いただき、現場見学、草刈体験会を開催しました。

当日は、地域住民や企業の森づくり協定を締結している事業者の約70人が来場し、植栽地の見学や下草刈りを行いました。

3 の今後のスケジュールについてです。

汚染拡散防止対策については、平成33年8月までに現場の環境基準を達成するため、浄化効果を確認しながら揚水による汚染地下水の浄化を行います。

環境基準達成後は、水質の経過観察を1年程度行い、再び基準に適合しなくなるおそれがないと認められた時点で浄化を完了し、揚水井戸や浸出水処理施設等の仮設構築物の解体撤去等を行い、平成34年度末までに原状回復事業を終了することとしております。

以上、原状回復対策について報告させていただきました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、質問、御意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

順調にいつているという判断でよろしいでしょうかね。

これは、平成11年の12月に発覚していたから、平成33年度を狙っているということは、20年以上かかるんだなと。多分、今、環境の部局の方たちは、もう二度とこんなことが起きないように体制を取っていますから、気を引き締めていると思いますので、是非、頑張ってくださいと思います。

ただ、やっぱり周辺に影響がないというのは非常に良いことで、やはり不幸中の幸いというか、汚染されても何とか、その敷地内だけでというのが、私もいろんなところを経験してまして、やっぱりその場に留まるという性質が、有害物質は結構あったので、少しホッとしている部分かなと思います。

無理に質問がなければ、あまり質問でということはありませんけども。

ありがとうございました。

ということで、以上で本日の議事案件について終了したいと思います。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(山田(兼)委員)

実は、私、山を歩いていろんな鳥を見たり、動物を見たりしているんですけども、今現在、クマゲラですね。クマゲラ、白神山地に行って絶滅危惧種、天然記念物でありますけども、ここ数年1羽も見られていないんですよ。実際にこれ調査しないと、ちょっと駄目かなと。

もし、いないのであれば、いないなりに絶滅危惧というふうな、いなくなったという明記をしなきゃ駄目だと思うんですよ。県の写真などにやった場合。

クマゲラは、普通の野鳥の会の人では駄目です。私も野鳥の会に入っていますけども、一番の問題は歩けないんですよ。クマゲラというのは、山の奥にいる鳥なんですよ。その鳥がもう、3年、4年ぐらいから誰も見ていないんですよ。鳴き声も聞いていないんですよ。こういうのは調査してやらないと駄目なんじゃないかなと思っていますけども。

もしできれば、調査でも何かしてもらえればと思って。

イヌワシなどは簡単に見ることはできます。けども、クマゲラだけはなかなか見れませんので、おそらく、私の考えでは、青森県では絶滅したと思っています。

もう、写真も出した場合は、絶滅したというふうに明記しなきゃ駄目かなと思って。それを明記する前に調査してやった方がいいのではないかとと思っています。

(事務局)

ありがとうございます。

白神山地に関しまして、国の鳥獣保護区ということもございます。国の方とも、環境省の方とも情報共有しながら、いただいた御意見を踏まえて検討させていただければと思っております。

また、今、レッドデータブックの見直しもしておりますので、反映できる部分に関しては反映させていただきます。

ありがとうございました。

(熊谷会長)

他にございませんか。

実は、時間が少しありますので、ここぞとばかり言いたい方はと思いますが、どうぞ。

(岡委員)

すみません。資料6の不法投棄跡地現場、現場跡地の自然再生ということでいろいろその現場に山林から採取、栽培した苗木による植樹活動をしましたとありますが、これは何の木を植えたのか、スギか何かでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

(熊谷会長)

自然再生に向かったの種類の植えていると聞いておりますけど、どうぞ。

(事務局)

お答えいたします。

沢山の種類があるんですが、高木類ではミズナラ4, 200本、クリ2, 800本、ヤマザクラ2, 800本、イタヤカエデ2, 800本とか、アオダモ、シラカンバ、クルミ、ヤマモミジ、トチ、ブナ、ナナカマド、ハウチワカエデ、ミズキ、ヤマボウシなどになります。

低木類では、オオバクロモジ、ヤマツツジ、グミ、ナツグミ、タニウツギ、ノリウツギ、ガマズミ、ツリバナ、エゾアジサイ、オオカメノキ、ヒメアオキ、タラノキ、サワフタギ、一杯あります。

(岡委員)

分かりました。大まかにいうと、広葉樹という、葉っぱの落ちる。

(事務局)

そうですね。

(岡委員)

樹種ですよ。そんなに沢山の樹種が山林に、不法投棄された山林は以前からあったということですよ。生息してあったということ。

(事務局)

不法投棄された以前は分かりませんが、その周りと同じような状況にするということで、これらの木を植えたということになります。

(岡委員)

分かりました。ありがとうございます。

(熊谷会長)

どうぞ、関下さん。

(関下委員)

先ほどのクマガラの件に関してなんですけども。

おっしゃったとおり、実は野鳥の会もどんどん、どんどん高齢化が進んでいまして、山登りする人はかなり少なくなりつつありまして、調査ができないという状況になっています。是非、県の方も環境省であるとか、林野庁の方、林野庁じゃないね、協力しながらそういうふうな技術を持った方で調べていただければと思います。

私自身も、もう体弱くなって、腰痛めていますので山登りできなくなっちゃったんでね、そういう調査ができなくなっていますので、是非お願いをしたいなということなんですけども。

実は青森県のクマガラ、最終的に駄目にしたのはカメラマンじゃないかという説もあったりして、是非、ここにいる方にお願いをしたいんですが、そういうふうな、環境シンポジウムの方にだんぶり池なんですね、ありますけども、同じような活動は八戸の方でもやっているんですけども、八戸の方でやっているこういうふうな活動は、だんぶり池みたいな活動は、こういう広報は一切しません。何故かという、広報

すると業者の人が来て、皆、絶滅危惧種を持って行っちゃうんです。商売にしちゃうんですね。ですから、我々もこういうふうな名前は付けて公にしませんけども、やっぱりクマガラもカメラマンが来たことによって、カメラマンが現場に張り付いたことによって駄目にした。

実は、他の猛禽類であるとか、そういうふうなものが多々現場で起きていますので、皆さんもそういうふうな、例えば、野鳥のヒナに餌をあげている写真なんて皆さんのところに持ち込まれたり、雑誌で見たら、こういうふうなものは言語道断だということで批判していただければと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

(山田(兼)委員)

クマガラの食痕跡が黒石の方の奥山の方で見られたというのが、ある人から入ってきているんですよ。だから、そういうの、白神山地だけでなく、全面に、青森県全部を調査するのもいいのかなとは思っています。

(熊谷会長)

他にございませんでしょうか。

それでは、以上で本日の議事案件については全て終了とさせていただきます。

議事進行に御協力いただきありがとうございました。

事務局へお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、御審議どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、環境政策課長の澤田から御挨拶を申し上げます。

(澤田課長)

熊谷会長はじめ、委員の皆様には長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございます。

諮問案件5件につきまして、いずれも原案が適当であるとの答申をいただき感謝申し上げます。

会議の中でいただきました御意見、御提案を踏まえまして、各種施策を進めていきたいと考えております。

今後とも、委員の皆様からの御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第27回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日は、どうもありがとうございました。